

東北薬科大学

平成 25 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東北薬科大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東北薬科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の各学科及び大学院の各専攻のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーは、建学の精神及び教育理念に基づいて適切に設定され、学内外に周知されている。また、「高柳記念室」を設置し、大学の歴史を周知する努力を重ねている。

新薬学教育制度や薬剤師国家試験制度の改正に伴い、教育目的の見直し、カリキュラム改正を行うとともに、学科改組や大学院の改組、教員組織の見直しを随時行っている。

「基準 2. 学修と教授」について

学科ごと及び大学院の専攻ごとに求める学生像を定めている。平成 22(2010)年度に入学定員の見直しを行い、学生の質の確保、少人数教育を目指している。設置基準を大幅に上回る専任教員を確保し、薬学科と生命薬科学科の教育目的に応じて、バランスを保ちながら必要な分野の教員数の均衡にも配慮した講座制を採用している。専任教員の年齢バランスも適切である。

「保健管理センター」では、学医、臨床心理士、看護師が、関連委員会と連携を取りながら適切な指導、支援、相談業務を実施している。「創設者高柳奨学金」をはじめとする各種の奨学金により学生に対する経済的な支援は適切に行われている。東日本大震災などの天災で被災した修学困難学生に対する授業料などの減免の特別措置を実施し、経済的支援を行っている。学生の課外活動に関しては、教員によるクラブ顧問制をとり、「二松会」(父母会)から補助金という形で資金が援助されている。

創立 70 周年記念事業として、実施された新キャンパス整備事業は平成 22(2010)年に完了し、大学設置基準を十分に満たす校地・校舎面積を確保している。また、薬用植物園や図書館をはじめとした附属施設も設置され、適切に運営・管理されている。施設・設備の安全性については、教育研究棟を最先進の免震構造とすることにより、平成 23(2011)年の東日本大震災においてもほとんど被害を受けなかった。また、キャンパス全体のバリアフリー化を行い、施設・設備の利便性に配慮している。

「基準 3. 経営・管理と財務」について

大学全体に関わる課題や、将来計画を含む問題などについては、学長が主宰し、学科長、事務局長などで構成する「大学基本問題検討会議」を年数回開催し、使命・目的の観点から、大学の基本的な方針や方向性及び当面の課題などについて検討している。大学の教育に係わる管理運営は、「組織(機構)規定」、学則及び各種委員会規定などに則り行われている。教授会及び研究科委員会は、概ね月 1 回定例開催され、それぞれの決定事項は、関

係部署で適切に執行されている。

理事会は、寄附行為に基づいて適切に運営されている。理事会を中心に、大学の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制が整備されている。事業の計画立案、執行、結果の事後チェックなど、各プロセスでの透明性や妥当性が明確になるよう、適宜、監事や評議員のチェック機能が十分働いている。

大学の自己資金構成比率は高く、安定した収支状況を背景に、内部留保を積極的に行い、新キャンパス整備事業や、「東北薬科大学病院」の設置などの事業を、適切な財務運営のもとに行っている。大学の会計処理は、適正に実施され、複雑な会計処理を要する場合は、監査法人や日本私立学校振興・共済事業団と協議をするなど、適正な処理に努めている。使命・目的及び教育目的の達成のため、競争的資金の導入に積極的である。研究活動は外部資金で支えられている面が大きく、「私立大学戦略的研究基盤支援事業」をはじめ、科学研究費助成事業の採択数も多く、研究費の収支バランスは良好である。なお、「東北薬科大学病院」の将来的な収支は大学の運営に大きな影響を与えられ考えられる。決算書類のチェック、理事会・評議員会の議事録確認、内部統制の検証、備品・現金の実査など、監査法人により広範囲にわたり厳格な監査が実施されている。内部監査についても、新たに監査室を設置するなど、監査体制の整備を図っている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の自己点検・評価は、「東北薬科大学自己点検・評価規程」に基づき、適切に実施されている。大学は、自己点検・評価を、原則として 5 年周期で実施することとしているが、機関別評価や分野別評価を自己点検・評価の一環として組込んで実施しており、これらを含めると、数年に 1 回の頻度で実施している。自己点検・評価を更に充実していくために、今後は明示的な PDCA サイクルによるチェックとその結果に基づく企画・立案につなげる仕組みを制度として確立することを期待したい。

総じて、大学は全国の私立薬科大学では数少ない 6 年制と 4 年制の 2 学科制のもとに、建学の精神や使命・目的に基づいて、意欲的に教育・研究に取り組んでいる。新しい挑戦として、大学は平成 25(2013)年から「東北薬科大学病院」を附置施設として開設した。私立の単科薬科大学としては極めて大胆かつ注目すべき取り組みであり、薬学教育との関わりについて今後の成果を期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取り組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.研究活動及び特色ある研究活動」「基準 C.国際交流活動」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

「われら真理の扉をひらかむ」という建学の精神をもとに、「医療人としての心構え」「教育研究への姿勢」「豊かな人間性」という三つの教育理念を平易で簡潔な文章で表現している。また、各学科及び各専攻のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーは適切に設定されている。建学の精神及び教育理念並びにこれらの三つの方針は、大学案内、ホームページ、学生便覧に掲載され学内外に周知されるとともに、全教職員が出席する年始や年度当初の「教育懇談会」などにおいて、学長（理事長を兼任）から説明し、教職員全員への浸透が図られている。また、「高柳記念室」を設置し、大学の歴史を周知する努力を重ねている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づき、薬学の教育研究を通じて、広く人類の健康と福祉に貢献することを願う三つの教育理念を掲げ、大学の個性・特色を明示している。

学校教育法第 83 条に照らして、大学学則、大学院学則に必要な教育目的を掲げている。

新薬学教育制度や薬剤師国家試験制度の改正に伴い、教育目的の見直し、カリキュラム改正を行うとともに、学科改組や大学院の改組、教員組織の見直しを随時行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

建学の精神及び教育理念は、大学案内、ホームページ、入学式、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問などで、学内外に周知している。

全教職員が出席する年始や年度当初の「教育懇談会」などにおいて、学長（理事長を兼任）の強いガバナンスのもとに、建学の精神・教育理念について説明を行い、理解を深め、浸透を図っている。

三つの方針に関しては、担当委員会で議論を繰返し、最終的に教授会や役員会に諮り、学部・学科・研究科の全てに設定されている。また、三つの方針について教職員に必要な説明を行い、学生などにも周知を図る努力をしている。

これらは、学部、研究科などの特色ある教育研究組織の構成と整合している。

【優れた点】

○平成 25(2013)年に「東北薬科大学病院」を開設したことは、私立の単科薬科大学としては、薬剤師教育や臨床研究への展開を図る上で、極めて注目すべき取り組みであり高く評価できる。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

薬学部の学科ごと及び大学院の専攻ごとに、それぞれの教育目的に沿う形で、明確な入学者受入れの方針を設定している。それをホームページに掲載するとともに、大学案内、学生募集要項、進学相談会、入試説明会、高校訪問時、オープンキャンパス、「高校生実験講座」「高大連携授業」などを通して普及に努めており、求める学生像を明確化し、周知を図っている。

入試区分ごとに選考方針を定め、公正かつ妥当な独自の入学者選抜方法により、入試部委員会、入試・広報課が主管し適切な体制のもとに学生受入れを実施している。

また、平成 22(2010)年度に入学定員の見直しを行い、学生の質の確保、少人数教育の円滑運用を目指している。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学部においては薬学科、生命薬科学科の教育目的を踏まえ、学科別の人材養成の目的に対応した教育課程編成方針を適切に設定して、大学ホームページやそれぞれの学生募集要項、学生便覧などに明示している。大学院においても薬学専攻、薬科学専攻の教育目的を踏まえ、専攻別の人材養成の目的に対応した教育課程編成方針を適切に設定して、ホームページやそれぞれの学生募集要項、学生便覧などに明示している。

学部教育においては教育課程編成方針に沿って、演習科目を低学年から取入れ、「PBL (Problem-Based Learning : 問題解決型学習)」授業も取入れるなど授業内容・方法などを工夫している。大学院薬科学専攻博士課程の後期課程では、指導教員が1年間の教育研究指導計画を毎年度作成し、また、大学院学生は毎年公開セミナー形式で研究の進捗状況の発表を行うなど、大学院での教育課程編成方針に沿って工夫した教育研究指導を実施している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

大学の教育理念に基づく人材を養成するため、各教員及び教務課、学生課、「保健管理センター」の間で、密接な連携を構築し、教職員協働による学生への学修及び授業支援を行っている。特に、「薬学教育センター」には「学習支援部」を置き、学修履歴の多様な学生に対する効果的な学修支援を行っている。また、教員の教育活動を支援するとともに学生の能力向上を図るために、大学院学生全員を TA あるいは RA(Research Assistant) として採用し、適切に活用している。

授業担当教員は、オフィスアワーを毎週設けて、相談を受け、学生とのコミュニケーション強化と学生の自主的な学修を促すための支援を図っている。更に、「組担任制度」により組担任教員は学生と年2回の面談を行い、また「学生による授業アンケート」を毎学期行うことで学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを整備している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学部においては、入学直後のオリエンテーションで各授業科目の成績評価方法などが説明され、「教授要目」に成績評価方法を明記して成績評価が行われており、単位認定を適切、厳正に適用している。また、「東北薬科大学履修規程」により進級条件、卒業要件が定められ、厳正に行っている。大学院においては、「東北薬科大学学位規程」により学位論文の審査が行われ、最終試験及び学力の確認が行われており、修了要件を適切に定め、厳正に適用している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア教育については、異なる人材養成を目的とする 2 学科の特色を生かしながら、卒業後自らの資質を向上させ、社会的・職業的自立を図るべく、「キャリア形成教育科目」をカリキュラムに導入し、職業観・人生観の醸成を図っている。

就職・進学に対する相談・助言については、学生が「配属研究室責任者」と相談後、必要に応じて就職部委員のアドバイスを受ける体制になっている。また、低学年の学生は組担任教員に相談・助言を受ける体制を整えている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成の点検・評価のため、全ての講義・演習、実習のシラバスを作成し、これに基づいた自己点検・評価と授業改善を実施している。シラバスは、年度始めに全学生と全教員に配付し、各授業内容の周知と教員間の共有化を図っている。また、授業改善を目的とした「学生による授業アンケート」は、実技実習を除く全ての科目を対象に、各学

期末に実施している。

シラバス作成、「学生による授業アンケート」、教員間の「公開授業」、担当教員による「授業の自己評価報告書」の提出により、学生の学修状況、教育目的の達成状況を「FD・SD推進委員会」と「教務部委員会」が中心となって点検・評価し、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックすることで、授業内容の改善・向上を図っている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

「学生部委員会」は定例会議を月1回開催し、学生のより良い学修環境づくりのための学生生活全般に関わる案件について、情報の共有、討議・審議を行い、厚生補導に関する適切な対応をしている。また、学生及び教職員の健康の保持・増進を図ることを目的とした「保健管理センター」では、学医、臨床心理士、看護師が、各種の健康診断、応急処置、健康相談、カウンセリングなどを行っており、更には学生相談室、組担任教員、「学生部委員会」が連携を取って健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。

学生への経済的な支援については、日本学生支援機構の奨学金のほかに多様な奨学金制度を取入れ、また、東日本大震災による震災特別措置を設けるなど積極的に進めている。

学生の意見をくみ上げる仕組みとして、学部学生全員を対象とした学生生活調査を毎年実施し、学生支援のあり方を検討するための調査として活用している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準を大幅に上回る専任教員を確保し、薬学科と生命薬学科の教育目的に応じて、教員を配置している。また、専任教員の年齢バランスも適切である。

教員人事は、学部及び大学院の教員選考基準、教員選考内規などに基づき適切に実施され、平成18(2006)年度からは、全教員を対象に「原則5年以内」という任期制を適用している。教員評価に関する内規を整備し、全教員に対して「教育等業績報告書」及び「研究

業績報告書」の提出を義務化している。

教員の資質向上や教育研究活動の改善・向上を図るために、教員評価のほかに「FD・SD 推進委員会」が中心となり、各年度の活動の企画立案・実施及び FD 活動の情報提供を行っている。また、授業アンケート調査を実施し、「授業の自己評価報告書」にまとめ、授業改善に役立っている。更に、同僚評価に相当する公開授業を実施して、聴講した教員から授業改善の意見を求めている。

教養教育に関しては、「総合科目系委員会」を設置し、その内容を検討している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育環境は整備され、適切に運営・管理されている。施設・設備については、校舎群の多くが経年により老朽化し、また、狭あい化も進んだため、平成 16(2004)年度から平成 22(2010)年 3 月末にかけて、大学周辺の地域環境と調和した新キャンパスの整備を行った。新キャンパスの建物群は、耐震（免震）性にも優れた安全な施設となっている。また、災害時の全学生、全教職員分の非常食や飲料水を計画的に備蓄している。「薬用植物園」をはじめとした附属施設も適切に運営・管理されている。「情報科学センター」は、授業・実習、薬学共用試験及びインターネットと TV 会議を利用した遠隔授業に活用されている。講義室には余裕をもった座席数が配置されている。

学生生活調査を毎年実施し、施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを整え、施設・設備の改善に反映している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学は、有為な人材の育成と薬学の発展のため、教員の研さん及び施設設備の拡充に努め、教育研究体制の充実を図ってきた。大学全体に関わる課題や、将来計画を含む問題などについては、学長が主宰し、学科長、事務局長などで構成する「大学基本問題検討会議」を年数回開催し、使命・目的の観点から、大学の基本的な方針や方向性及び当面の課題などについて検討している。

火災や自然災害の発生を想定した対応として、「防災対策委員会」を組織し、点検や防災訓練などを行っており、震災を契機に、新たな危機管理体制を構築するとともに、危機管理ガイドラインと危機管理マニュアルを、全学生及び教職員に配付し、自然災害の発生への万全な対応についての啓もうに努めている。

学生や教職員の健康管理は「保健管理センター」が中心となり行っており、学生の日常生活や勉学上の悩みは学生相談室で受付けている。

有害廃液による水質汚濁への防止対策は、「環境保全センター」「安全衛生委員会」「保健管理センター」が連携して教育研究環境の維持に努めている。個人情報保護については、プライバシーポリシーや個人情報保護に関する規定を制定して適切に対応している。また、ハラスメントの防止については、ハラスメントに関する包括的な規定を整備するとともに、「ハラスメント防止委員会」及びハラスメント相談員を設置して対応している。

教育研究に関する情報及び事業報告、財務情報などは、大学のホームページに公表している。

【優れた点】

○東日本大震災における被害状況とその後の復旧に関する詳細な記録である「東日本大震災の記録」は、今後の他大学などの防災危機管理の観点から、極めて貴重な資料として高く評価できる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会を中心に法人業務が適正に管理運営されており、決定された事業は、教授会・研究科委員会や各種委員会を中心に具体化され、適正に執行されている。

事業の計画立案、執行、結果の事後チェックなど、各プロセスでの透明性や妥当性が明確になるよう、適宜、監事や評議員のチェック機能が十分働いている。

理事会は、寄附行為に基づいて適切に運営されるとともに、理事会を中心に、使命・目

的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制が整備され、適切に機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の教育に関わる管理運営は、「組織（機構）規程」、学則及び各種委員会規定などに則り行われている。教授会及び研究科委員会は、概ね月 1 回定例開催されており、それぞれの決定事項については、教務部、学生部、就職部、入試部及び各種付属施設などにおいて、執行されている。

各部横断的な課題や重要案件については、学長（理事長を兼任）が主宰する「大学基本問題検討会議」で検討され、その結果については、各部の活動に反映されている。

教授会や研究科委員会には、法人と大学の部課長全員が陪席し、各種委員会には事務職員が委員として加わるなど、教職協働を推進している。

学長が主宰する「大学基本問題検討会議」では、大学運営の重要事項が審議され、学長のもとに大学業務全般の情報が集約されており、大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制を整備している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

大学の管理運営については、理事会、教授会、研究科委員会などの各部門間の意思決定における調整や連携が適切に行われている。

理事会・評議員会には、教授会構成員からも理事・評議員に就任しており、大学の意思決定や教学面の執行に当たっては、相互に意思の表明や反映ができるようになっている。

監事及び評議員の会議における出席状況は良好であり、大学の管理運営状況について、十分な理解と客観的な立場からのチェック機能を果たしている。

学長が理事長を兼任しており、全教職員が参集する年始挨拶、「教育懇談会」「父母教育懇談会」などにおける全体説明など、大学の経営と教学に関わる責任者として、強いリー

ダーシップを發揮している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

主要委員会を含む各種委員会、附属施設、教学事務組織及び全体をバックアップする法人組織の連携により、特色ある教育と研究活動が行われるような支援の仕組みができています。

大学の業務執行及び管理体制については、事務局長が統括し、法人には法人部長を、大学事務には管理部長を置く体制としている。

管理部長が所管するのは、管理課と施設課であり、大学事務の主要な組織である学生課、教務課、就職課、入試・広報課の各部長職は、全て教員が充てられている。

少人数の事務組織のため、大学が独自に職員研修を行うのは困難であるが、近隣地区大学の研修会や、日本私立大学協会、日本私立薬科大学協会などが実施する研修会に積極的に職員を参加させ、職員の資質・能力向上を図っている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

大学は、安定した収支状況を背景に、内部留保を積極的に行ってきており、「新キャンパス整備事業」や、「東北薬科大学病院」の設置など、中長期的な計画に基づいて、適切な財務運営を行ってきた。

自己資金構成比率は高く、財務基盤は極めて強固である。各年度の収支も、震災の影響のあった平成 23(2011)年度を除き、収入は安定している。

使命・目的及び教育目的の達成のため、競争的資金の導入に積極的であり、外部資金の導入を進めるよう努力している。「私立大学戦略的研究基盤支援事業」への選定を始め、科学研究費助成事業の採択数も多く、研究費の収支バランスは良好である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及び大学の経理規定に則り、適正に実施されている。複雑な会計処理を要する場合は、監査法人や日本私立学校振興・共済事業団と協議をするなど、適正な処理に努めている。

決算書類のチェック、理事会・評議員会の議事録確認、内部統制の検証、備品・現金の実査など、監査法人により広範囲にわたり厳格な監査が実施されている。内部監査についても、新たに監査室を設置するなど、監査体制の整備を図っている。また、監事による会計監査、物品監査も適切に実施されている。

監査法人の監査及び監事による監査は、ミーティングを通じた連携のもと、適切に実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、「東北薬科大学自己点検・評価規程」に基づき、適切に実施されている。自己点検・評価に当たって、大学の基本的な方向性を位置付ける基本理念などについては、教授会で検討され、全学的な共通理解のもとに、「自己点検・評価委員会」のほか、教職員及び各部門において自律的な点検・評価を行う体制となっている。

「自己点検・評価委員会」は、規定により、事務局長、図書館長、教務部長、学生部長、管理部長、そのほか学長の指名した者若干名で構成され、そのもとに「教育部門小委員会」「研究部門小委員会」「管理運営部門小委員会」の三つの実施小委員会を設置され、「自己点検・評価委員会」が策定した実施計画、実施要領に基づき、実際の点検・評価作業を行

っている。

大学は、自己点検・評価を、原則として5年周期で実施している。そのほかに、機関別評価や分野別評価を自己点検・評価の一環として組込んで実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価を行うに当たっては、大学が置かれている状況などについて、多くの情報を学内外に公表しており、また、教職員の多くが数種の委員会委員を兼ねていることから、情報を共有の上、客観的な観点から実施されている。

授業改善を目的とした、授業アンケート調査に基づき、授業担当教員に対して「授業の自己評価報告書」の提出を義務付けている。また、授業技術の向上を目的に、毎年2回、前期・後期に公開授業を実施し、教員相互の意見交換を行っている。

平成11(1999)年と平成13(2001)年の自己点検・評価報告書は、学内全ての役員・教職員に配付するとともに、父母会、同窓会、大学などの教育研究機関など、広く学外にも配布した。平成19(2007)年度に実施された日本高等教育評価機構による評価結果及び平成21(2009)年度に実施された薬学教育評価機構による評価結果についても、同様に学内配付するとともに、大学のホームページに掲載し公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価や認証評価の結果については、全教職員に周知され、共通理解のもとに、課題の改善に向けた取組みを行うとともに、大学の長期将来構想などに反映させるほか、学長から、関連する部署に改善策の検討が付託されるようになっている。

理事長が学長を兼ねていることから、改善に向けた予算措置などが必要な場合は、理事会への提案など、迅速な対応が図られている。

各部署や委員会で行われる改善策についての情報は、学長や教授会に集約され確認でき、各部署や委員会での検証や新たな取組みへの反映を把握できる体制である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

- A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供
- A-1-② 大学と地域社会との協力関係の構築
- A-1-③ 教育研究において、企業や大学との適切な関係の構築

【概評】

校舎や付属施設を講演会、研究会、学会の会場としている。「薬用植物園」は、大学における教育・研究以外にも一般市民への啓もう活動のほか、「日本薬剤師研修センター」の「漢方薬・生薬認定薬剤師制度」の研修の一環である、薬用植物園実習の場として提供しているとともに、社会学級など外部団体にも開放している。

社会貢献として、薬剤師のための「生涯教育講演会」を毎年春と秋に 2 回、「宮城県薬剤師会」や「仙台市薬剤師会」との共催で実施している。薬剤師の服薬指導業務に役立つことを意図して講師は主に臨床医であり、その内容は患者のデータを示しながらの治療方針や処方意図であり、質疑応答も大切にしている。全国の同窓会支部などでも同様な講演会を開催しているが、薬剤師の生涯研修事業として、更なる工夫と企画を期待したい。また、一般市民を対象として平成 7(1995)年から「高等教育ネットワーク・仙台公開講座」に参加していたが、平成 18(2006)年度で終了したので、平成 19(2007)年度からは大学独自の市民講座を開講している。更に、高等学校との教育連携を強化し、高校生の科学への関心を高めることを目的に、出前授業・出張講義、高大連携・高校生公開講座を実施している。小・中学校からの体験授業の依頼にも対応している。

東北 6 県の各県薬剤師会や大学と連携を強め、他地区で開催される認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップに教員をタスクフォースとして派遣するなど、ワークショップの円滑な企画・運営に人的、経済的支援を行っている。更に、県薬剤師会や県病院薬剤師会との合同委員会を設置し、実務実習の充実に貢献している。

教員の留学制度とは別に、海外研修員制度が充実しており、教職員のモチベーションの向上に貢献している。

基準 B. 研究活動及び特色ある研究活動

B-1 研究活動の活発性

- B-1-① 研究業績について

B-2 特色ある研究活動

- B-2-① 特色ある研究活動を実施しているか

【概評】

各教員の個人研究業績は「研究業績[別冊]」、薬学専門教育分野の業績は「東北薬科大学研究誌」、総合教育系分野の業績は「東北薬科大学一般教育関係論集」に収められている。また、各教室の研究業績の発表の場として「集談会」が開催され、研究の活性化に貢献している。原著論文数が多く、科学研究費助成事業、受託研究費及び教育研究助成寄付金などの外部資金獲得率も高く、一定の成果を挙げて研究を推進している。また、限られた人的・物的リソースの中で、大学は糖質関係の仕事で伝統的に高い成果を挙げており、現在も「分子生体膜研究所」に国内の糖鎖研究の俊英を集めて研究資源を集中していることは、高く評価できる。研究面における国際交流においても、イタリア、スウェーデン、インドネシア、中国、モンゴル、台湾の大学と学術交流協定を締結している。

「分子標的制御によるがん・加齢性疾患及び難治性疼痛制御の研究」のプロジェクトが文部科学省のハイテク・リサーチ・センター事業に選定され、また、「癌および加齢性疾患の制御と QOL 向上を目指す創薬」のプロジェクトが同省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に採択されるなど、特色ある研究活動を実施している。「分子生体膜研究所」の共同プロジェクト「生体膜の糖鎖機能と疾患に関する薬学的研究」は、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業である「学術フロンティア推進事業」に選定されている。また、「生体膜糖鎖異常に起因する生活習慣病発症機序の解明と臨床への応用」は文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に採択されるなど、糖鎖生物学研究の中核的拠点として、精力的に研究を推進している。

基準 C. 国際交流活動

C-1 大学からの情報発信と国際交流活動のための体制整備等

- C-1-① 英文によるホームページなどを開設し、大学に関する情報の発信が、適切、積極的に行われるよう努めていること。
- C-1-② 大学間協定などの措置を積極的に講じ、留学生の受入や支援体制が整備されていること。

【概評】

大学案内、教室案内及び施設設備案内は、英文ホームページなどで公開し、掲載内容の更新も随時行っている。

大学間交流協定を台湾、インドネシア、イタリアなどの 6 か国、9 大学と締結し、研究者の交流や学術交流を行っている。大学の教育理念において、「異文化を理解し国際的視野に立って活躍できる人材の育成」を掲げていることから、引続き学生交流の活性化を期待したい。

一般の海外からの大学院志願者は、「外国人特別選抜試験」によって選考し、大学の協定校から推薦された志願者に対しては、面接試験を大学教員が協定校に出向いて行うなどして、積極的に大学院生の確保に努めている。また、海外からの大学院生の経済的支援として、授業料免除の措置や、協定校からの留学生には給付型の特別奨学制度も設けている。

